

令和4年第4回立川市議会政治倫理審査会 会議概要

日時	令和4年8月1日（月）午後6時00分～午後9時30分
場所	立川市議会委員会室（立川市役所3階）
出席委員	9名（全員出席）
調査対象議員	中山 ひと美議員
調査請求者	代表者 永元 須摩子議員 他議員10名
<p>第3回の審査会が9日間延期されたことを受け、議長決定により報告書の提出期限が8月9日から8月18日まで延長されたことの報告があった。</p> <p>第3回の審査会終了後から本会議までに調査請求者側及び中山議員側双方から資料の追加提出の要望があったが、第3回の審査会までで事実関係の調査を終了し、それ以降の資料の提出は認められないものとして断った。</p> <p>採決の方法について、会長は議決権を行使せず、可否同数の場合のみ行使することとした。</p> <h3>1 調査請求の適否について</h3> <p>全員一致で本件調査請求は審査に適するものとした。</p> <h3>2 論点整理について</h3> <p>以下の論点についてそれぞれ事実の認定を行った。</p> <p>（1）議員の地位利用による金品の授受</p> <p>ハワイのマンション及びその贈与税にあてるための現金、洗濯機、中元歳暮等の贈答品は、中山議員も受け取ったことを認めているものとして贈与の事実として認定したが、地位利用については認められなかった。</p> <p>その他、ジョイント口座から引き落とされているマンションの管理費、中山議員がA氏から借りている駐車場の利用料金（ホームページ上の利用料金とA氏に支払っている金額との差額）、A氏に貸与のガソリンカード（B氏の会社が契約）を使用して給油したガソリン代も、贈与に当たるものとした。また、中山議員が自身のマイルでA氏の航空券を購入したことも認められた。</p> <p>他方で、その他の金銭等の贈与については、贈与があったとは認められなかったが、疑</p>	

惑を払拭することはできなかった。

(2) 贈与税等の納付に関する疑念

贈与があったと認定したもののうち、マンション及びその贈与税に充てるための現金以外については、贈与税の支払いが確認できなかった。

(3) 不倫関係により議員の品位と名誉を損なっていること

これまでの調査からは不倫の事実認定は難しいが、A氏住居への頻繁な出入りや宿泊など、不倫関係を疑われるような行動があり、議員という立場として適切ではない行動であった。

(4) 地位の不正な行使によってエスカレーターを設置させた疑い

エスカレーターの設置については、市議会で予算等が議決されるなど正式な手続きがなされており、市職員への働きかけなどの不正があったという証拠はなく、その事実は認められなかった。

しかし、議員としてA氏を含む北口まちづくり協議会から要望を受ける立場にありながら、友人としてA氏から多額の贈与を受けていることや、その公人としての行動の仕方や、公人と個人の立場の使い分けなどがあり、疑惑を払拭することはできなかった。

3 条例違反の存否について

※条例抜粋

(政治倫理基準の遵守)

第3条 議員は、次の各号に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

- (1) 市民全体の代表として品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。
- (2) 市民全体の代表として常に人格と倫理の向上に努め、その地位を利用していかなる金品も授受しないこと。

・ 条例第3条第1号については、「不正の疑惑をもたれるおそれのある行為」という点で、市民感覚から離れた高額な贈与を受け、公人として不適切な行動があったことなどから、概ね該当するのではないかという意見であった。

・ 条例第3条第2号については、前段の部分をもって該当するという意見もあったが、「地位を利用して」ということは認定が難しいため、該当しないという意見が多数であった。

次回までに会長が報告書の骨子を作成し、各委員でその内容を検討することとした。

審査会として中山議員に対する措置を勧告するかについては、次回議論することとした。

4 次回の審査会日程

- ・ 第5回 令和4年8月5日（金）午後6時から

報告書の内容の検討を行う予定